

令和元年6月24日

令和元年第6回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和元年6月24日玉川村役場北庁舎1階会議室に於いて第6回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(12名) 1番 高林きくみ 8番 佐久間悦男
2番 石森 博信 9番 草野 陽子
3番 渡邊 利秋 10番 阿部金四郎
4番 須藤 安昭 11番 関根 春雄
5番 関根 恵二 12番 角田 守之
6番 石井 清藏 13番 眞弓 泰行

◎ 欠席委員 7番 小針 金之、14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行

◎ 本日午後1時30分、渡邊職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

2番 石森 博信 3番 渡邊 利秋

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に議案第15号番号1の調査員 関根恵二委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 5番委員 議案第15号番号1について、調査報告させていただきます。

(関根 恵二)

6月17日、宗形辰一推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。

申請地は、南須釜字小半弓■■番■で、地目は公簿が畑で現況が休耕であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

申請人の■■■■■さんに話を聞いたところ、自宅付近の道が狭く車両を切り返すスペースがなかった事、又駐車スペースが少ない事から、平成25年に一部舗装をしたところ、一部農地が含まれていた事が判明したとの事です。

引き続き道と駐車場として使用するには、農地の部分については改めて、農地法第4条の農地転用許可が必要である事の指摘を受けたため、今回正式に申請を行う事になったそうです。

■■■さんは深く反省しており、今後このような事がないようにしたいとの事であります。

申請地は、地形的条件を勘案するとその他第2種農地に該当すると思われる、転用が可能と思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の関根委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 15 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 15 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

次に、議案第 16 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に議案第 16 号番号 1 の調査員、須藤安昭委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 4 番委員 (須藤 安昭) 議案第 16 号番号 1 について、調査結果を報告させていただきます。
6 月 17 日、矢吹洋一推進委員、事務局 2 名と共に現地確認しました。申請地は、小高字掛金■■番■、■■番■の 2 筆です。場所は議案書を参照してください。

現地確認後、譲受人の■■■■■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■さんと譲渡人の■■■■■さんに話を伺いました。

■■■■■■■■■■は古殿町に本社を有し、会津営業所及び玉川営業所において保有台数 3 4 台、従業員数 4 0 名にて業績も順調に推移しているとの事です。今般、玉川営業所の業務を拡大する事から従業員及び営業車両の駐車場の設置を計画しました。

そこで、村内に適当な土地を探していましたが、営業所から近距離にあり、ある程度の面積が確保できる事から、この農地が適地であると考え、譲渡人の■■■さんに相談した所、お互いの意向が一致した事から今回の農地法第 5 条の農地転用許可の申請になったとの事であります。

申請地は、あぶくま高原道路の福島空港 I C から 3 0 0 m 以内にあり第 3 種農地であり転用が可能と思われます。また、排水処理については雨水は敷地内に集水桝を設置して南側に敷設されているコンクリート側溝に流す計画をしており、心配ないものと思われます。

譲受人・譲渡人ともに承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願い致します。

◎ 議 長 ただいま調査員の須藤委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 (角田 守之) 議 現況は今どういう状態でありましたか。

- ◎ 4 番委員 (須藤 安昭) 今回の申請では、手付かずの状態では休耕にはなっておりますが、荒地でございます。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) あの辺は現在ユンボが入っていたりしてありますが、あれはまた別なのでしょうか。
- ◎ 事務局 ユンボがある所は、農地ではなくて宅地です。
- ◎ 4 番委員 (須藤 安昭) ■■■■■■に確認したところ、全体計画で4,000㎡、今回の申請では1,825㎡。現在、ユンボを入れている所は2,200㎡でございます。
- ◎ 議長 他にありますか。
(なしの声あり)
- ◎ 議長 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第16号番号1を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 長 異議なしと認め、議案第16号番号1については、原案どおり可決されました。
次に、議案第17号 非農地判断についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
(朗読・説明)
- ◎ 議長 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 吉地区は母畑の開パに入らなかったのでしょうか。
- ◎ 11 番委員 (関根 春雄) 開パに入っている所もありますが、今回の場所は全て入っていない場所です。ここに行くまでの道路もない状態です。
- ◎ 事務局 今回の非農地判断で一番まとまっている所は、川に自分で作った橋があり、そこを歩いて山を登っていかないとその農地まで行けないようになっています。
- ◎ 議長 長 他にありますか。
(なしの声あり)
- ◎ 議長 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第17号を提案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。
次に議案第 18 号 農地中間管理事業の農用地利用配分計画 (案)
に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 18 号を提案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。
次に議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

- ◎ 12 番委員 次世代交付金の年間補助はどの位あるのでしょうか。
(角田 守之)

- ◎ 事 務 局 個人の場合は 150 万円なのですが、夫婦でやる場合には割増しで、1.5 倍になります。今回、その設定を 7 月 3 日付けでやりたいという事であってきたものです。
その条件として、本人が耕作する畑でないと交付金の対象とならないというものです。面積の要件はなくどこか 1 筆で大丈夫です。
農業がうまくいって、年収が何百万にもなれば交付金はストップとなります。
現在、別件で 2 件程相談があり、条件等があるか審査している所です。

- ◎ 議 長 他にありますか。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 19 号を提案どお

り決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。
本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程(案)

- ◎ 事務局 次回の総会は令和元年 7 月 24 日の水曜日、午後 1 時 30 分から場所は玉川村就業改善センター 1 階産就室を予定しております。
会議終了後、午後 2 時 30 分より「令和元年度第 1 回玉川村農業委員会と関係機関・団体との連携会議」を開催予定です。

2 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について

- ◎ 事務局 昨年同様、7 月からの実施を予定。
総会時に、地図と必要物品等を配布して説明する。

3 福島県農業会議第 95 回通常総会について

- ◎ 事務局 6 月 26 日(水)午後 1 時 30 分より福島市(ベル・カーサ)で開催

4 農業委員・農地利用最適化推進委員研修について

11 月 19 日(火)～11 月 21 日(木)の期間で、北九州方面で決定。

- ◎ 会 長 それではその他に無いようでありますので、以上でその他を終わりといたします。

7 閉 会 須藤職務代理者